

脱原発・再生可能エネルギーと環境影響評価 -- 「社運次長」による改革の試み (特集 蔡英文政権の成立と台湾政治の今後)

著者	寺尾 忠能
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	254
ページ	16-17
発行年	2016-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00018768

脱原発・再生可能エネルギーと環境影響評価

「社運次長」による改革の試み

寺尾 忠能

●原発と再生可能エネルギー

台湾では一九七八年から一九八四年にかけて運転を開始した第一原発、第二原発、第三原発に加え、一九九九年から第四原発の建設が行われてきた。第一原発から第三原発まではいずれも戒厳令下で建設され、表立った反対運動は行われなかった。第四原発は民主化の過程で計画が本格化し、周辺地域の住民、環境保護団体、市民の激しい反対運動が起こった。

反原発運動、環境保護運動は民进党と強いつながりを持ち、民进党はその結党以来、脱原発を党是としてきた。この政策は二〇〇〇年の陳水扁政権の発足時には第四原発の建設中止問題をめぐる政治的混乱を引き起こし、その後の政権運営を不安定化させた。立法院で多数を占めた国民党の抵抗により陳水扁政権は第四原発の建設を

停止することができなかった。蔡英文政権も二〇二五年までの脱原発をめざしているが、馬英九政権によりすでに二〇一四年四月に第四原発の建設凍結が決められており、蔡英文政権発足時には原発問題はすでに政治的な争点ではなかった。第四原発を推進していた馬英九政権の方針転換の主な原因は、同年三月の「ひまわり学生運動」に続いて大規模な反原発デモが行われていた状況下で、原発が政治的な争点となって選挙に影響することを避けたためとされる。

既存の第一、第二、第三原発が停止するにつれて電力不足に陥るとの懸念が産業界等から示されている。最近の台湾の電力供給に占める原子力の比率は一五%弱程度である。蔡英文政権は重点政策にあげる「五大イノベーション計画」のひとつに「グリーン・エネルギー

」を含めて再生可能エネルギーを推進し、エネルギー転換を進めることにより、供給不足に陥ることはないと主張している。

●環境保護政策

蔡英文政権の行政院環境保護署長には李應元立法委員が、副署長には詹順貴弁護士が就任した。李署長は一九八〇年代、アメリカ留学中に台湾独立運動を行ったために入国禁止のブラックリストに載り、密入国で帰国して逮捕された経歴を持つ。出獄後は立法委員、行政院勞工委员会主任委員等を歴任した。詹副署長は環境運動の活動家で弁護士として数多くの環境訴訟に取り組んできた。環境保護の他にも、先住民の権利回復や農地の強制徴収等の社会問題で活躍してきた。詹副署長が弁護士として関わってきた訴訟の多くは環境

影響評価に関わる行政訴訟で、被告は環境影響評価制度を担当する環境保護署であった。五月二五日に行われた就任後最初の会見で、李署長は太魯閣国家公园のなかに位置するアジアセメント社の石灰石採石場に対する採掘許可を延長しない方針を表明した。また翌日に立法院で行われた業務報告では、国家公园内の採石問題の他、地方政府による一般廃棄物焼却施設の建設を推進してきた政策の見直し、西海岸の中部から南部にかけて深刻化しているPM_{2.5}によって示される大気汚染への取り組み等を報告した。

●環境影響評価制度

中央政府レベルの環境影響評価制度は一九九四年一二月に制定された環境影響評価法に基づく。事業者から環境影響説明書・報告書を受け取り審査する機関はプロジェクトを監督する官庁ではなく環境保護署であり、環境保護署に事実上の拒否権がある。審査委員会の委員の三分の二を学識経験者から選ぶことや、周辺住民の意見を専門家に代弁させる権利を明記したこと等、環境影響評価法は制定時から周辺住民や環境運動の意見

の反映が可能な仕組みを取り入れていた。また二〇〇三年の第三次改正で、開発計画に直接被害を受ける周辺住民ではなくても関心を持つ市民が社会全体の公益を守るために原告となることができる「公民訴訟」が取り入れられた。

一九八〇年代の民主化の過程では「自力救済」と呼ばれる激しい環境紛争が各地で頻発した。裁判はほとんど用いられず、被害を受ける住民たちは汚染を排出する工場や開発計画を許可した政府機関等を取り囲んで抗議する実力行使を行った。環境行政が整備されるにつれて、自力救済は減少した。

一九九〇年代末の司法制度改革によって、環境影響評価の手續きをめぐる行政訴訟という新たな形の環境運動が行われるようになった。二〇〇〇年代後半には政府の開発計画に重大な影響を与える訴訟がみられるようになった。代表的な例が中部科学工業園区(中科)第三期計画の環境影響評価をめぐる行政訴訟であった。

中科は科学技術部が主管するハイテク工業団地であり、第三期計画は二〇〇六年に環境影響評価が通過して建設が進められた。農業や健康への影響を懸念した住民ら

は、より詳しい環境影響評価を行うべきと主張する行政訴訟を提訴し、住民の勝訴が二〇一〇年一月に最高行政法院で確定した。中科第三期の環境影響評価は無効となった。馬英九政権の沈世宏環境保護署長はこの判決を批判し、一時はより詳しい環境影響評価を行わず、工業団地の建設、操業を続けさせた。司法権を公然と侵害する対応は環境保護署と環境影響評価制度の社会的な信用を失墜させた。

● 制度改革の試み

六月一〇日、蔡英文総統は林全行政院長ら多くの関係閣僚、高官を自宅に招き、重点政策とするエネルギー政策、経済建設計画と環境影響評価、および社会住宅政策に関して協議し、指示を行った。環境保護署からは李署長に加えて詹副署長が招集された。エネルギー政策については、エネルギー転換、グリーン・エネルギー、省エネ等に加えて、温暖化対策の推進について協議した。経済建設計画については、五大イノベーション計画と関連して、環境影響評価制度の改革と運用効率の改善が指示された。また五大イノベーション計画で推進されるどのプロジェクト

トで環境影響評価の手續きが必要となるか、見通しが議論された。

六月二八日、詹副署長は会見を行い、環境影響評価制度を見直し、環境影響評価法の改正草案を九カ月以内に作成し、社会影響評価の技術規範の草案を一年半以内に作成することなどを表明した。改革案は以下のようなものである。現行制度で評価の遅延の多くは、事業者による環境影響説明書の作成段階で生じており、それが提出されてから環境影響審査委員会の審査、公聴会による市民参加が行われる。審査は環境影響説明書の検討に集中してしまう。環境影響説明書の作成の前に、案件ごとに設置する小委員会が現地調査を行って必要な情報を収集して公開し、早い段階から市民参加を行うこと、また小委員会の開催回数を三回までに制限することによって、環境影響説明書の検討に終始するのではなく、環境影響そのものを十分に検討しながら、制度を効率的に運用して所要時間を短縮する。また、環境影響説明書を作成するコンサルタント会社と事業者との「共生関係」が不利な情報の隠匿を招いているとして、会社の選定を入札によるものとし、説明書作

成の費用も政府が支出する。また社会影響評価では、現行制度で検討されない先住民の文化への影響を評価する、というものである。

以上の改革案が実現するかどうかは不透明であるが、詹副署長は会見に先立つ六月二一日、環境運動団体の代表者数十名から制度改革について意見聴取を行っており、改革案には環境運動団体からの一定の支持があると考えられる。一方で、改革の結果、審査の遅延拡大や、却下案件の増加が生じれば、蔡英文政権が推進する五大イノベーション計画を含む多くの開発計画が影響を受ける可能性もある。

社会運動からの政権入りは他の政府機関でもみられる。その多くは大臣クラスに次ぐ、次長相当での登用である。内政部次長、労働部次長、行政院農業委員会副主任委員、国家發展委員会副主任委員等に「社運」(社会運動)関係者が登用された。「社運次長」の登用により蔡英文政権は社会運動との対話を強化しようとしている。以上の人事を通じて社会運動の意見がどのような形で政策に反映されるか、今後の展開が注目される。(てらお ただよし/アジア経済研究所 環境・資源研究グループ)